

R7年度 末吉中学校自転車通学規定

- 1 自転車通学を希望するもので、第2項の条件にかなっていない場合は、各学年とも新年度初めに自転車通学願いを担任からもらい、必要事項を記入して提出し自転車通学許可通知の交付を受けなくてはならない。
- 2 自転車通学の許可区域は、本校までの通学距離が2km以上とする。ただし2kmに満たないもので身体的、家庭的及びその他の理由により保護者の申し出があったものについては検討して、許可を決定することもある。
- 3 許可された自転車には、必ず登録ステッカーを決められた場所（後輪の泥よけの見やすい位置、反射鏡の上）に貼らなければならない。
- 4 乗車の場合は、必ずヘルメット（旧モデル・新モデル、または小学校時に着用していたもの）をあごひもまで着用する。あごひもをつけない生徒はノーヘル扱いとする。
- 5 校内では乗車しない。
- 6 自転車置き場では、決められた場所にきちんと並べ、カギは必ず抜いて自分で管理する。
- 7 自転者の改造はしないこと。（特にハンドル）
- 8 自転車点検の結果、不備があった時には、速やかに修理し、担任に確認してもらう。
- 9 指定された通学路を通る。
- 10 車種は次の通りとする。
 - (1) 実用車（並ハンドル、24～27インチ）
 - (2) 軽快車（並ハンドル、24～27インチ、6段変速以下）
 - (3) 色については黒色・紺色・銀色・灰色・白色など派手でないものとする。
- 11 かばんを必ず背負い、備え付けの蛍光テープで蛍光タスキの代わりとする。
- 12 自転車に安全ステッカー（反射テープ）を貼る。
- 13 交通規則を守り、事故のないように特に次のことに注意すること。
 - (1) 常に左側を1列で走行する。
 - (2) 無謀なスピードを出さない。
 - (3) 適当な車間距離をとる。
 - (4) 2人乗りなどをしない。
 - (5) 日没後は、早めにライトをつける。
- 14 ノーヘル、無灯火、並進、2人乗りなどの規定違反者は、次の罰則規定を適用する。
 - 1回目 3日間自転車通学禁止
 - 2回目 1週間自転車通学禁止
 - 3回目 1ヶ月自転車通学禁止
- 15 万一事故にあったら、すぐ家庭、学校（担任）へ連絡する。
- 16 自転車損害賠償保険に加入していない生徒は、自転車通学は許可しない。
- 17 休日の自転車乗車もヘルメットを着用する。

※ 上記の事項を守らない人は、自転車通学許可を取り消すこともある。

※ 自転車のカギの抜き忘れは、1回目：口頭注意 2回目：約束 3回目：1日停止 4回目以降は3日停止を繰り返す。

自転車通学許可申請書（新入生用）

注：太枠内の（ ）内に必要事項を記入して各学級担任に提出すること。

1 申請者

（ ）小学校（ ）年（ ）組 氏名（ ）
ふりがな

保護者氏名（ ）印
ふりがな

※名前には必ず「ふりがな」を振ってください

住所 末吉町（ ）番地（ ）自治会名（ ）

通学距離（ ） k m

電話番号（ ）

自転車損害賠償保険（ 加入 ・ 未加入 ）どちらかに○を。

2 申請の理由（該当するものの番号に○をつける）

- (1) 通学距離が遠いため（2 k m以上）
- (2) 身体的理由（詳細は下に記入すること）
- (3) その他（詳細は下に記入すること）

※ 理由の (2) (3) については検討し、許可を決定することもある。

誓約書

私は、自転車通学をするに当たって、自転車通学規定を守ることを誓います。

令和（ ）年（ ）月（ ）日

生徒氏名（ ）

保護者氏名（ ）

自転車通学許可申請書（部活動生用）

注：太枠内の（ ）内に必要事項を記入して各学級担任に提出すること。

1 申請者

（ ）年（ ）組（ ）番 氏名（ ）
ふりがな

保護者氏名（ ）印
ふりがな

※名前には必ず「ふりがな」を振ってください

住所 末吉町（ ）番地（ ）自治会名（ ）

部活動名（ ）部

通学距離（ ） k m

電話番号（ ）

自転車損害賠償保険（ 加入 ・ 未加入 ）どちらかに○を。

2 申請の理由（該当するものの番号に○をつける）

- (1) 通学距離が遠いため(2 k m以上)—
—(2) 身体的理由(詳細は下に記入すること)—
(3) その他(詳細は下に記入すること)

※ 理由の(2)(3)については検討し、許可を決定することもある。

誓約書

私は、自転車通学をするに当たって、自転車通学規定を守ることを誓います。

令和（ ）年（ ）月（ ）日

生徒氏名（ ）

保護者氏名（ ）

